

水道料金の改定について

水道料金改定の背景

11月11日から浜松市ホームページに掲載済

トップページ＞手続き・くらし＞浜松市の上下水道＞
経営関連情報等【浜松市の上下水道】＞
水道事業の取り組み＞持続可能な水道事業を運営するために
※トップページから「水道料金」で検索

持続可能な水道事業を運営するために

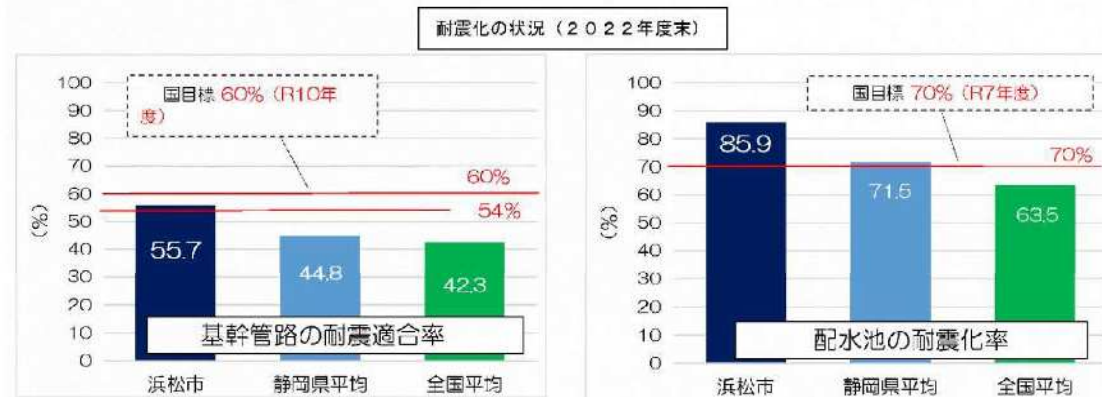
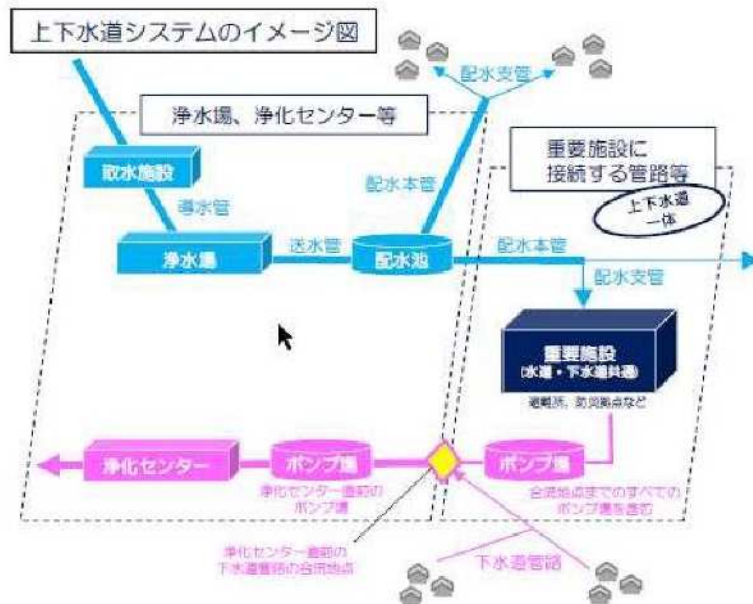
水道管の老朽化、耐震化について

- 浜松市の上水道は1931（昭和6）年2月1日に事業を開始し、今年で94年目となります。水道管や水道施設の多くは産業経済の発展や給水人口の増加に対応するため、高度経済成長期に集中的に建設されました。
- 近年、集中的に建設された水道管や水道施設の更新時期を迎えたことにより、浜松市の水道管の全長に対する管路経年化率（法定耐用年数である40年を超えて使われている水道管の割合）は上昇傾向ですが、1年間に更新した水道管の割合（更新率）は横ばいの状態です。

● 浜松市の上水道 管路経年化率・更新率



- 令和6年能登半島地震では、最大約14万戸で断水が発生するなど水道管や水道施設において甚大な被害が発生しました。耐震化していた施設では概ね機能が確保できた一方、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲での断水が発生、復旧が長期化しました。
- 浜松市では、災害に強く持続可能な運営を行うため、基幹管路（導送水管及び口径400mm以上の配水管）や水道施設の耐震化を進めており、基幹管路の耐震化適合率は2022（令和4）年度末時点で55.7%となっています。
- 今後は基幹となる水道管や水道施設の耐震化とともに、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の上下水道一体による耐震化を進めていきます。

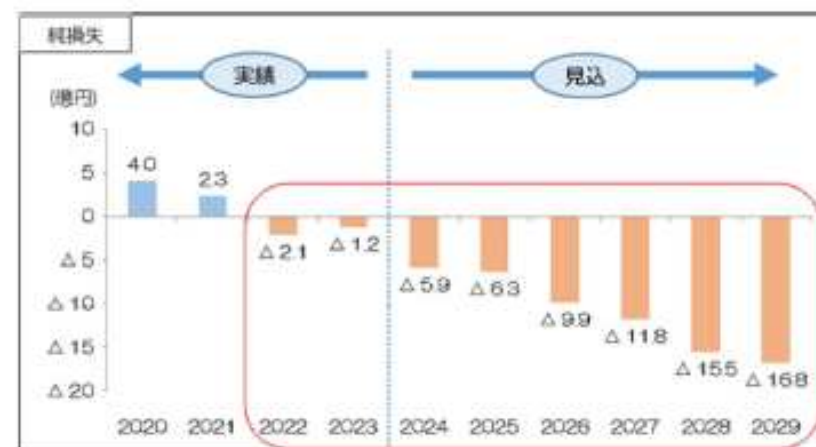
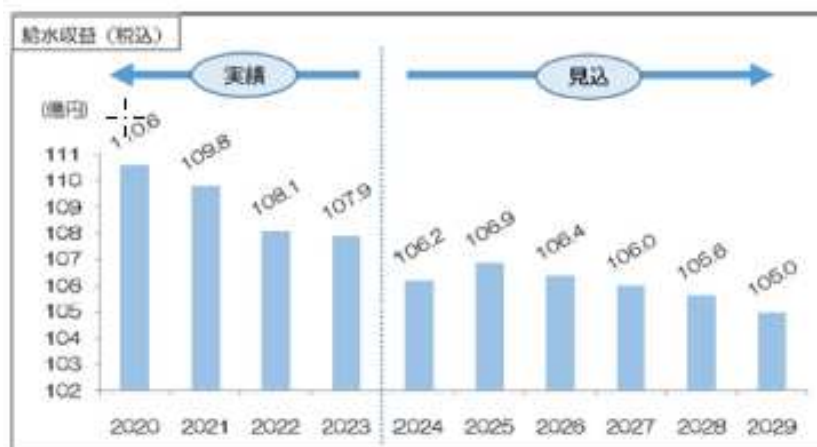


- 今後も安全・安心な水道を提供するためには、水道管や水道施設を計画的に更新・耐震化しなければなりません。が、更新量の増加に加え、物価高騰による費用の増加もあり、今後多くの費用がかかる見込みです。



経営状況について

- 地方公営企業である水道事業は、水道料金を基幹収入として運営していますが、人口減少と節水型機器の普及などにより、水道料金収入が減少しています。
- 加えて、昨今の労務費や物価の高騰などにより、浜松市水道事業会計決算は2022（令和4）年度に続き、2023（令和5）年度においても純損失を計上し、事業運営に必要な資金残高が減少しています。料金改定などにより収支改善をしない場合、2026（令和8）年度中には民間企業でいう倒産状態となる見込みです。



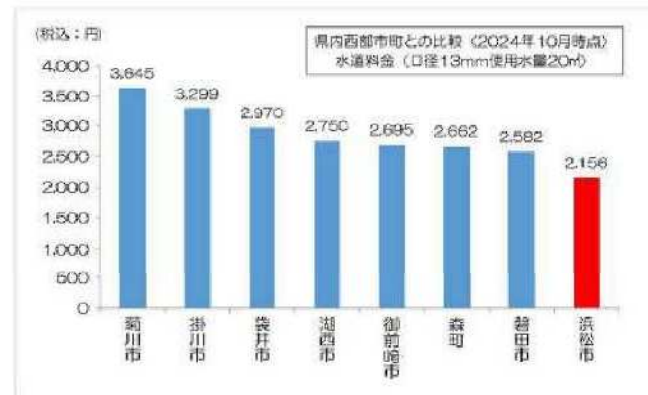
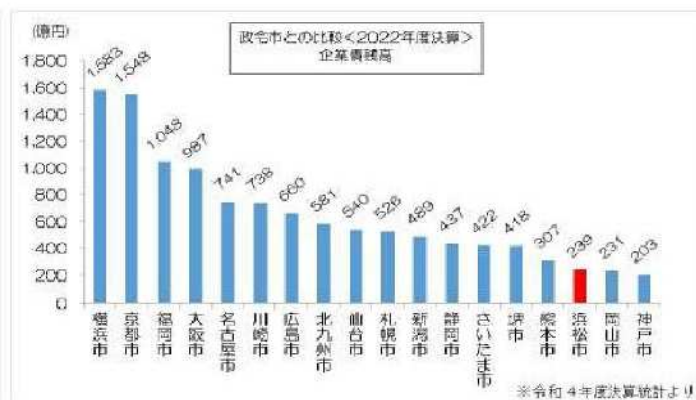
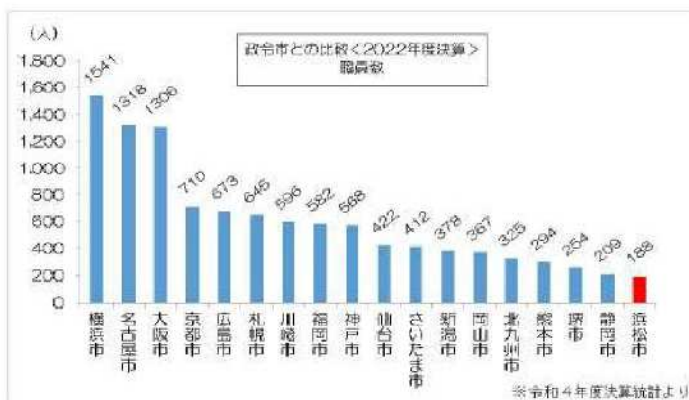
2022年度より
継続的な純損失が発生



2026年度に資金不足となり、
民間企業でいう倒産状態に
なる見込み

経営の合理化

- 浜松市上下水道部では、低廉な水道水の供給を維持するため、経営の合理化に努めてきました。
- 例えば、水道事業を担う市職員数は業務効率化と外部委託を進めてきたことにより、2006(平成18)年度末の255人から2022(令和4)年度末189人と66人削減し、政令指定都市で最も少ない人数で運営しています。
- 企業債の借入を抑制し、企業債残高を計画的に削減してきた結果、2022(令和4)年度末時点において政令指定都市で3番目に少なく、利子に伴う負担軽減につながっています。そのほか有収率の向上や動力費の削減、建設コストの縮減などにも取り組んでいます。
- 経営の合理化により、浜松市の水道料金は1996(平成8)年1月を最後に約30年間増額改定せず、他の政令指定都市や周辺市町と比較して安い水準で提供してきました。



- 本市水道事業会計が2023年度決算において2年連続の損失を計上し、このままでは2026年には資金が払底する見込みとなったことや、能登半島地震で長期かつ大規模な断水が発生した教訓から、南海トラフ巨大地震への備えとして、水道施設の耐震化や老朽管更新の必要性、緊急性が高まったことから、企業会計の独立採算の原則に照らし、料金改定は避けられない状況となりました。
- 料金改定に際しては、長引く物価上昇等による市民生活・家計への影響を考慮する必要があると考えております。このため、必要性・緊急性が増した耐震化・老朽管更新の投資需要の増加には、借入額をプライマリーバランスの範囲内とする従来のルールを見直し、企業債の借入により財源を確保することといたします。また、今後5年間の料金算定期間中の資金残高は、最低水準の確保にとどめてまいります。
- また、改定に際しては、契約全体の約75%を占める「口径13ミリ、1月当たり使用水量が30立方メートル以下」の区分、すなわち平均的なご家庭が対象となる区分では、平均改定率を超えることの無いよう、料金を設定します。
- 料金改定案につきましては、平均改定率としても20%を下回るようにし、国の総合経済対策の活用も念頭に、市民生活への影響を一層緩和できるよう検討を進め、2025年10月の改定を目途とし、とりまとめてまいります。

関連リンク

- [浜松市上下水道事業経営アドバイザー会議](#)
- [広報はままつ7月号特集記事](#)
- [水道事業会計の経営状況（経営比較分析表）](#)
- [浜松市水道事業アセットマネジメント計画](#)

11月定例会 自由民主党浜松代表質問（松本康夫議員）質問趣旨

市民生活を支える水道の老朽化インフラ更新や防災対策強化のため、水道料金の値上げは避けられない重要な取り組みと考える。市民の皆様には値上げの必要性をご理解いただくため質問する。

(1) 市民生活への影響を考慮した改定案の検討状況と9月議会答弁「市民生活への影響を考慮」の真意を問う。

市長答弁

- ・昨年度決算では2年連続の損失を計上し、このままでは2026年には資金が払底する見込みです。
- ・また、能登半島地震で長期かつ大規模な断水が発生した教訓から、南海トラフ巨大地震への備えとして、水道施設の耐震化や老朽管更新の必要性、緊急性が高まっているところです。
- ・こうしたことから、企業会計の独立採算の原則に照らし、料金改定やむなしとの判断に至ったものです。
- ・料金改定に際しては、長引く物価上昇等による市民生活・家計への影響を考慮する必要があると考えております。
- ・このため、必要性・緊急性が大きく急激に高まった耐震化・老朽管更新の投資需要の増加には、借入額をプライマリーバランスの範囲内とする従来のルールを見直し、企業債の借入により財源を確保することといたします。
- ・また、今後5年間の料金算定期間中の資金残高は、最低水準の確保にとどめてまいります。
- ・また、改定に際しては、契約全体の約75%を占める「口径13ミリ、1月当たり使用水量が30立方メートル以下」の区分、すなわち平均的なご家庭が対象となる区分では、全体の平均改定率を超えることの無いよう、料金を設定します。
- ・料金改定案につきましては、平均改定率としても20%を下回るようにするとともに、国の総合経済対策の活用も念頭に、市民生活への影響を一層緩和できるよう検討を進め、来年10月の改定を目途とし、とりまとめてまいります。

必要な料金水準（平均改定率）を見込むうえで

- 給水収益（料金収入）が右肩下がり一方で、事業費はデフレ脱却後の労務費や資材価格などの高騰及び老朽化対策・耐震化など事業量の増加により今後も右肩上がりを見込まざるを得ない状況
- 期間を長く見れば見るほど、収入不足額が拡大するとともに、不確定要素が増える
- 水道料金算定要領や水道法施行規則の規定に則り、必要な料金収入額を見込む対象期間を限定
料金算定期間：2025年10月～2030年9月（5年間）
- 以後、料金改定の検討は定期的に行う必要がある

「水道料金算定要領※」における規定

料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とする。

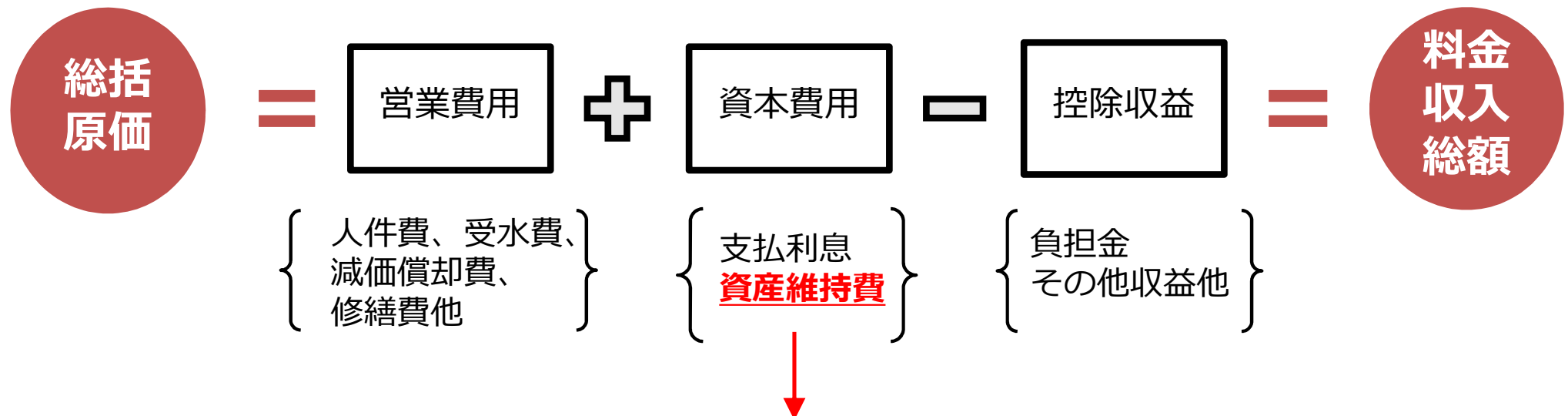
※現行の水道料金算定要領は、水道料金の具体的算定方法を示すものとして、日本水道協会が平成27年に改訂したもの。

「水道法施行規則第12条」（水道事業経営における技術的細目）

- 料金が合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
- 料金の試算は算定時から概ね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。
- 料金の試算は算定期間を踏まえ適切な時期に見直しを行う前提で行うものであること。

料金水準（算定期間中に必要となる料金収入総額）の算定ルール

料金算定は総括原価方式で実施。料金総収入額は総括原価に等しいものとして決定
「水道法施行規則第12条」（水道事業経営における技術的細目）



資産維持費 . . . 水道施設の計画的な更新等の原資として内部に留保すべき額

● 資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率（水道料金算定要領）

- ・ 対象資産 . . . 償却資産の料金算定期間の期首と期末の平均残高
- ・ 資産維持率 . . . 3% を標準 として **事業体の状況を勘案して決定**

必要な料金水準（総括原価）の算定① 営業費用・資本費用等の積算

営業費用・資本費用等の見通し

- 営業費用は、人件費や修繕費など支出科目ごとに、事業量や物価上昇率の影響などを考慮し、積み上げ。
- 減価償却費は、今後の事業量の増加見込みを踏まえて積算。
- 控除収益は、資産形成時に財源とした加入金や工事負担金などを償還期間に合わせて収益化する長期前受金や他会計負担金などを積算。



必要な料金水準（総括原価）の算定② 資産維持費の計上（その1）

資産維持費の必要額

- 資産維持費とは、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額であり、人件費や修繕費などと異なり過去の実績を踏まえて今後を予測するものではなく、その必要額を「決める」必要がある
- 資産維持費の必要額（資産維持率）は、自治体の状況を勘案して決定
- 資産維持費の大小が水道料金の改定率に直結



以下、資産維持費の金額を決めるうえでの前提条件を整理

前提条件 1

今回の料金改定の最優先課題は2026年度にも予想される資金ショートを回避すること

前提条件 2

料金算定期間中（2030年9月まで）、常に資金残高15億円以上を確保できること

- 未収金と未払金の差額
 - ✓現金の動きの最も大きい年度末時点での「未収金と未払金の差額」が必要最低限の運転資金
 - ✓直近10年間では最大15.5億円

前提条件 3

一方で、長引く物価上昇等による市民生活・家計への影響を考慮する必要があること

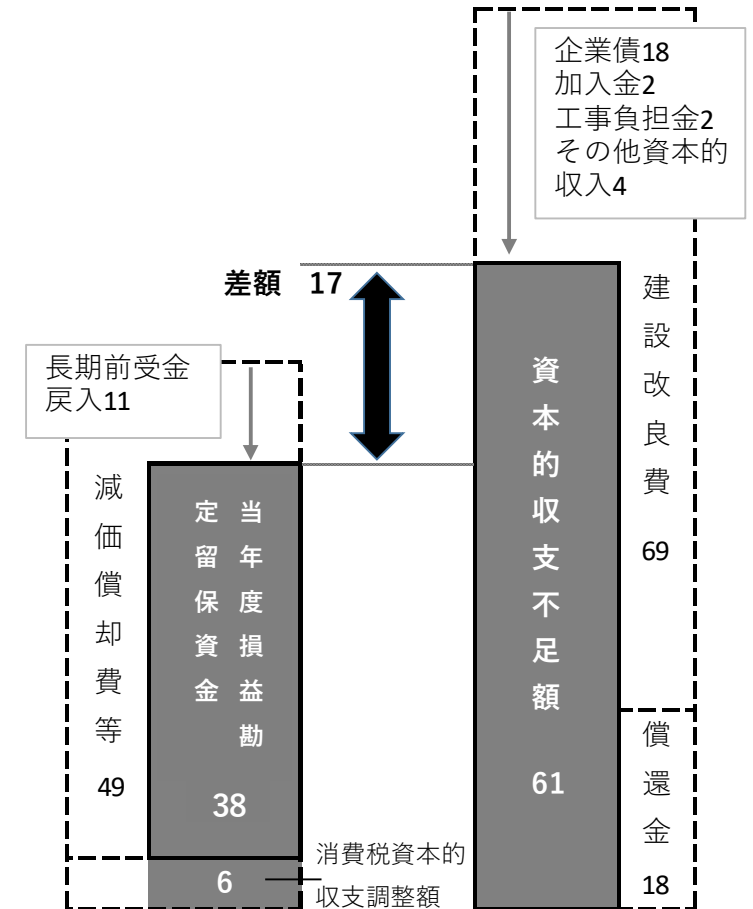
必要な料金水準（総括原価）の算定② 資産維持費の計上（その2）

改定率を抑えられるよう、資産維持費の金額を見込むにあたり

（図）2023年度浜松市水道事業会計決算における資金変動要因
（数字の単位は億円）

キーワードは「資金残高」

- 地方公営企業において、内部留保資金は「資本的収支不足額に対する補てん財源となりうる現金資金」を意味し、その残高を資金残高という。
- 2023年度決算は、右図のとおり、資本的収支不足額61億円に対し資金の源泉である非現金支出額（当年度損益勘定留保資金等）は44億円で17億円不足。
当年度純利益でその差を埋めることができず、穴埋めのため、過年度の貯金を充て、年々、資金残高を減らす結果となっている。
- 資本的収支不足額と当年度の非現金支出額との差額を埋めることができる、資金残高を維持できる。



- 具体的手法は2つ

対策1：料金改定などにより当年度純利益を一定水準以上確保できるような損益構造に改善

または

対策2：建設改良費の縮減または企業債借入の増加により資本的収支不足額を圧縮

- 耐震化・強靱化の社会的要請が高く、建設改良費の縮減（対策2）は困難
- 企業債の活用（対策2）により料金改定（対策1）の改定率を引き下げることが可能

必要な料金水準（総括原価）の算定② 資産維持費の計上（その3）

前提条件4

企業債の活用により耐震化・老朽管更新の必要額を確保

➤ 今後の耐震化・老朽化更新の投資需要の増加

能登半島地震での長期・大規模断水を背景とした耐震化推進の社会的要請及び、大量更新期を迎えている老朽管更新への対応のため、投資需要が増加。R7-R11計画額345億円はR1-R5実績279億円の1.2倍を想定。

➤ 従来方針を見直し、企業債（金融機関等からの借金）の借入により財源を確保

R6までは市全体方針に沿って、毎年度の借入額を償還額（借金返済額）以下に抑え、借金残高の削減に注力してきたが、R7以降は投資需要の増加に対応するため、企業債を活用。

R7-R11計画借入額140億円はR1-R5実績83億円の1.7倍を想定。

（単位：億円）

	R1-R5実績	R7-R11計画	増減	増加率
建設改良費 ア	279	345	66	23.7%
企業債借入 イ	83	140	57	68.7%
差引 ア-イ	196	205	9	
企業債充当率 イ/ア	29.7%	40.6%		

※過度の借入により将来にツケを回すことのないよう、

企業債充当率（R7-R11計画）は他の政令指定都市の水準を参考に設定

例えば、家を建てる時に
住宅ローンを借りて負担の一部を将来に先送り
することで、一時金を抑える考え方と同じ。
家に建てるタイミングで負担するのではなく、
実際に家に住み始めてから、その有難さを実感
しながらローン返済という形で負担する
という考え方。

今回の料金改定は2026年度にも予想される資金ショートを回避し、
当面5年間の必要資金を確保することが目的。

将来に過度のつけを回さない範囲内で企業債を適切に活用するとともに、
市民生活への影響に配慮した料金改定により収支改善することをめざす。

必要な料金水準（総括原価） 2024年11月試算

総括原価と資金残高推移（2024年11月試算）

（単位：億円）

区分		2024 R6 予算	2025 R7 見込	2026 R8 見込	2027 R9 見込	2028 R10 見込	2029 R11 見込	2030 R12 見込	2025.10- 2030.9 合計
営業費用	維持管理費	66.7	68.4	69.1	69.9	70.7	71.8	71.9	351.7
	減価償却費	50.8	50.8	51.7	51.9	53.6	52.0	52.9	261.1
資本費用	支払利息	3.0	2.9	3.3	3.7	4.0	4.4	4.8	19.3
	資産維持費	0.0	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	5.2	24.9
料金収入以外の収益（△）		△18.5	△18.8	△17.6	△17.4	△16.9	△16.1	△16.0	△85.4
計（総括原価）		102.0	108.1	111.4	113.0	116.4	117.2	118.9	571.5

※資金残高見込は料金収入必要額（改定後の料金収入額）を加えた場合の試算

単年度資金増減	△ 20.4	△ 14.2	1.8	0.2	1.1	△ 2.6	△ 4.2	-
資金残高	28.7	14.5	16.3	16.5	17.6	15.0	10.8	-

現時点で、改定後5年間に必要な料金収入総額は571.5億円と見込むもの
改定率をできるだけ抑えるため、引き続き更なる削減を検討

料金表へ反映する際の基本方針① 市民生活への影響を考慮

契約全体の約75%を占める「口径13ミリ、1月当たり使用水量30m³以下」の区分、すなわち平均的なご家庭が対象となる区分では、平均改定率を超えることの無いような料金体系とする。

料金表区分による世帯数の内訳（2023年度） （単位：件）

口径 水量区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm	200mm	構成比 計
0m ³ ～10m ³ まで	35.2%	5.3%	0.4%	0.1%	0.04%	0.01%	0.001%	0.0003%				41.1%
11m ³ ～20m ³ まで	26.6%	4.6%	0.2%	0.1%	0.02%	0.01%	0.001%					31.5%
21m ³ ～30m ³ まで	14.3%	3.2%	0.1%	0.04%	0.02%	0.005%	0.001%					17.6%
31m ³ ～40m ³ まで	4.6%	1.3%	0.1%	0.03%	0.02%	0.01%	0.000%	0.0005%				6.0%
41m ³ ～50m ³ まで	1.4%	0.5%	0.1%	0.02%	0.01%	0.00%	0.001%	0.0003%				2.0%
51m ³ ～100m ³ まで	0.6%	0.3%	0.1%	0.1%	0.05%	0.02%	0.003%	0.001%		0.0003%		1.2%
101m ³ ～500m ³ まで	0.03%	0.05%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.02%	0.002%		0.001%		0.4%
501m ³ ～	0.000%	0.002%	0.002%	0.01%	0.02%	0.04%	0.03%	0.005%	0.0003%	0.002%	0.0003%	0.1%
構成比 計	82.7%	15.3%	1.1%	0.4%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%

合計76.1%

使用者分布における
ボリュームゾーン

ボリュームゾーンが平均改定率を超えないようにした場合、残る24%については平均改定率を上回る利用者も出てくる

料金表へ反映させる際の基本方針② 基本料金の割合を高める

この先、人口減少や節水型機器の進化などにより使用水量の減少がますます進むことが予想されるなかでも、
できるだけ使用水量の減少に影響されず水道料金を安定的に確保できるよう、
また、使用水量が想定以上に減少した場合でも再改定の必要性を減らせるよう、
総括原価のうち基本料金で回収する割合を高める。

水道料金算定要領の基準を踏まえ、最大給水量を超える施設能力分※の固定費は
基本料金の対象とする。具体的には固定費の31%及び需要家費※を基本料金で回収する。

※24時間365日安定供給する責務を果たすためには、不測の事態への対応も含め、十分な供給能力を確保する必要がある

※具体的には、事故や点検による休止時あるいは施設更新時のバックアップ機能の確保なども考慮し、水道水の供給が
ストップしないよう、最大給水量に加えて一定の余裕を持った予備的な施設能力を確保しておくことが一般的

※予備的能力の割合が大きすぎれば一部の施設が遊休状態があることを示し、割合が小さすぎれば安定供給に問題があることを示す

※総務省の経営比較分析表において指標とされている施設利用率（平均給水量を施設能力で割り戻した割合）は、

浜松市62.6%で全国平均60.0%、政令指定都市平均58.9%をいずれも上回っており、適正規模といえる

※需要家費とは検針・メーター関係経費で、使用水量に関係なく、使用者の存在に伴い発生する費用のため、基本料金に該当

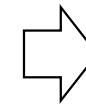
基本料金の割合を現状28%から34%へ引き上げ

- 本来は料金収入全体の94%（固定費100%と需要家費の合計）を基本料金で回収したいところだが、実際には水道料金が著しく高くないよう、固定費の大半を従量料金に振り分けている。
- その結果、基本料金の割合は28%程度にとどまっている。

本市水道料金収入の実態

単位：億円、税込

	2021(R3)		2022(R4)		2023(R5)	
	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率
従量料金	80.1	73%	78.1	72%	77.7	72%
基本料金	29.9	27%	30.2	28%	30.5	28%
計	110.0		108.3		108.2	



料金改定後（試算）

2025.10-2030.9計	
決算額	比率
377.2	66%
194.3	34%
571.5	

- 今後、契約件数は概ね現状維持が見込まれるため、基本料金は今後も安定収入が見込めるが、人口減少や節水の浸透に伴う使用水量の減少傾向が続き、従量料金は減少していく見込み。この状況下では、従量料金の構成比が高ければ高いほど、水道料金の減少幅が大きくなる。
- この状況を改め、使用水量の増減に収入が影響されにくい体系に見直す必要がある。

＜固定費の基本料金への配分基準として、水道料金算定要領に示された選択肢＞

「固定費の配賦基準は次に掲げるものの中から各事業の実態等を勘案して適宜選択するものとする」

①最大稼働率（最大稼働率＝最大給水量を超える量／浄水施設能力）…本市の場合、31%

②施設利用率（施設利用率＝平均給水量を超える量／浄水施設能力）…本市の場合、36%

→激変緩和の観点から、まずは固定費の31%を基本料金で回収する

実施中

- 料金改定の背景や改定の考え方などをホームページで公表
(11月11日から公表中、12月10日更新 11月議会答弁を反映)
- 上下水道基本計画（骨子案）のパブリックコメントを実施
(11月15日～12月16日)

今後の予定

- 前頁までの基本方針を踏まえた新料金単価の詳細を検討
 - ・ボリュームゾーンが平均改定率を下回るよう
 - ・ボリュームゾーン以外にも配慮
 - ・国の総合経済対策を活用した減免の検討
- 2025年2月定例会に提案予定（2月上旬）
 - ・浜松市水道事業給水条例改正議案
 - ・令和7年度当初予算案（料金改定反映）